

公立大学法人宮城大学広報委員会運営規程

平成30年4月1日

規程第161号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第21条第1項の規定により、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）に置かれる広報委員会（以下「広報委員会」という。）の組織、運営等に関し、同条第6項の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 広報委員会の所掌事項は、次のとおりである。

- 一 広報に関する基本方針の策定に関すること。
- 二 各種メディアを活用した広報活動に関すること。
- 三 広報活動に関する学内等との連絡調整に関すること。
- 四 その他広報に関すること。

(構成)

第3条 広報委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学長兼副理事長
- 二 広報を担当する理事
- 三 広報を担当する副学長
- 四 学群長、基盤教育群長及び研究科長
- 五 規則第39条第1項に規定する全学センターの長
- 六 事務局長
- 七 その他理事長が指名する職員

(任期)

第4条 前条第6号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 広報委員会の委員長及び副委員長は、それぞれ副理事長及び委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、広報委員会を主宰し、及び代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

第1編組織運営 広報委員会運営規程

(会議)

第6条 広報委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 広報委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 広報委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者など、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

5 理事長は、いつでも、広報委員会の会議に出席することができる。

(委員長の権限)

第7条 委員長は、広報委員会において議決した事項で、理事長の承認を得たものについては、これを全学に実施するものとする。

2 委員長は、広報委員会において議決した事項で、理事長の承認を得たものについては、学群長、基盤教育群長、研究科長等に指示を行うことができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、第2条に掲げる所掌事項を処理する上で必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、広報委員会が別に定める広報関連業務について、具体的な企画立案、実施及び評価等に当たって必要な協議並びに検討を行い、その結果を委員長に報告するものとする。

3 専門部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

4 専門部会に部会長を置き、委員長の指名によって定める。

5 専門部会の委員の任期については、1年以内とし、再任を妨げない。

(報告)

第9条 委員長は、広報委員会の議事について、その都度、理事長に報告するとともに、定期的に教育研究審議会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 広報委員会の庶務は、事務局企画・入試課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て行うものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、広報委員会の運営に必要な事項は、委員長が広報委員会に諮って定める。

第 1 編組織運営 広報委員会運営規程

附 則（H30.5.23 第 137 回理事会）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 5 月 23 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

（学部に係る経過措置）

- 2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における広報委員会運営規程第 3 条第 1 項第 3 号及び第 7 条第 2 項の規定の適用については、「各学群長」とあるのは、「各学群長、各学部長」と読み替えるものとする。

附 則（R5.3.22 第 198 回理事会）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（R6.3.27 第 209 回理事会）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。